

令和3年11月30日

保護者様

県立新潟中央高等学校長

教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、このたび、新潟県教育委員会は、教職員と生徒との安易なSNS等のやりとりが発端となった問題事例が発生していることから、教職員が生徒とSNS等でやりとりをする場合について、各学校においてルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図るよう各学校に通知をしました。

ついては、本校においては、下記のとおり取扱いを定めましたので、お知らせします。

記

- 1 教職員はSNS等を用いて生徒との私的なやりとりを行ってはならない。
- 2 教職員は、校務や業務の必要上、やむを得ずSNS等を利用する場合、事前に使用目的とメールアドレス等を把握する生徒の範囲を管理職に届け出る。
- 3 教職員は、生徒からのSNS等で相談等があった場合、管理職に報告した上で、組織的に対応する。
- 4 緊急の連絡を必要とする場合、生徒の安全・人命等に影響を及ぼす場合、早急に生徒の居場所等を特定する必要がある場合は、この限りではない。

担当：県立新潟中央高等学校 教頭 吉田 昌生 電話 025-229-2191
--